

住宅用火災警報器

大切な命を守るために火災警報器を取り付けましょう！

火災による死者の 8 割は住宅火災によるものです。

火災の早期発見のため、火災警報器を設置して、「火災発見の遅れ」を防ぎましょう。

(東京都火災予防条例により、平成22年4月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。)

台東区社会福祉協議会では、下記の方を対象に「住宅用火災警報器」の設置助成を行っております。

【対象者】

次のいずれかに該当する世帯

(1) 65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯

(2) 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する者がいる世帯

【申請方法】

「台東区社会福祉協議会 はつらつサービス」までご連絡ください。

TEL 03-5828-7541 (8:30~17:15 土日祝/休)

※担当者がご自宅へ訪問し、申請書にご記入いただきます。

【内容】

住宅用火災警報器(煙式) 1台/世帯 ※委託業者が設置いたします。

【利用者負担】

1,000円(税込) ※委託業者に直接お支払いいただきます。

<下記の方は対象外となります>

(1) 有効に作動する火災警報器が設置されている世帯

(2) 都営住宅等の公的住宅に居住している世帯

(3) シルバーピア、社員寮、ホテル・旅館等に居住している世帯

※詳細は、はつらつサービスまでお問い合わせください。



【お問い合わせ】

台東区社会福祉協議会 はつらつサービス

〒110-0004 台東区下谷1-2-11

電話 03(5828)7541